

宇城市過疎地域持続的発展計画 【三角・豊野地域】

令和3年度～令和7年度

《 令和6年10月改訂 》

熊本県 宇城市

目次

1	基本的な事項	3
(1)	宇城市の概況	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
(3)	市町村行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	13
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	15
(3)	計画	16
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	16
3	産業の振興	17
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	21
(3)	計画	23
(4)	産業振興促進事項	24
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
4	地域における情報化	26
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	26
(3)	計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	26
5	交通施設の整備、交通手段の確保	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画	28
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	32
6	生活環境の整備	33

(1) 現況と問題点	33
(2) その対策.....	37
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策.....	41
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
8 医療の確保.....	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策.....	42
9 教育の振興.....	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策.....	45
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
10 集落の整備.....	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策.....	50
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
11 地域文化の振興等.....	51
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策.....	51
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	53
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策.....	53
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
13 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	54

1 基本的な事項

(1) 宇城市の概況

ア 宇城市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

宇城市は、平成 17 年 1 月 15 日に当時の宇土郡三角町、同不知火町及び下益城郡松橋町、同小川町、同豊野町が合併してできた新設市です。熊本県のほぼ中央に位置し、政令都市熊本市と県南の工業都市八代市のほぼ中間に位置し、西は上天草市、東は美里町、甲佐町に接する自然景観と都市的機能を併せ持った地域です。面積は東西 31.2 km、南北 13.7 km で 188.6 km²。平成 27 年の国勢調査では、人口は 59,756 人、世帯数は 21,432 世帯。

交通アクセスは、ＪＲ 鹿児島本線とＪＲ三角線が走っており、熊本駅から松橋駅まで約 20 分、熊本駅から三角駅まで約 1 時間、八代駅から小川駅まで約 15 分で連絡しています。道路は、国道 3 号が南北に走り、三角から不知火、松橋までの国道 266 号、さらに松橋から豊野へ国道 218 号が横断しています。また九州縦貫自動車道が南北に走り、松橋インターチェンジと宇城・氷川スマートインターチェンジの 2 つのインターチェンジを有しています。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）で公示された旧市町村（以下「過疎地域」という。）は、本市の西部に位置する合併前の旧三角町（以下「三角地域」という。）及び本市の東部に位置する合併前の旧豊野町（以下「豊野地域」という。）がその対象地域です。

<三角地域>

三角地域は、熊本県のほぼ中央部に突出した宇土半島の西端部にあり、総面積は 48.3 km²、長さは、南北 8 km、東西 13 km と東西に細長く広がっています。南部は不知火海に、北部は有明海と宇土市に接し、西部は天草五橋と天城橋により上天草市と結ばれています。平成 27 年の国勢調査では、人口は 7,719 人、世帯数は 3,040 世帯です。

交通インフラについては、国道 57 号と国道 266 号の 2 本の主要道路が走り、三角町の中心地から宇城市の本庁がある松橋町まで 25 km、自家用車で約 40 分の距離にあります。九州縦貫自動車道の松橋インターチェンジまでは約 30 km の距離です。また、平成 30 年に地域高規格道路・熊本天草幹線道路のみすみインターチェンジが開通しました。

公共交通機関としては、鉄道はＪＲ三角駅からＪＲ熊本駅までを結ぶＪ

R三角線。またバス路線としては産交バスが市内外を結び、戸馳地区と三角中心エリアを結ぶ乗合タクシーが交通空白地帯を補っています。

観光面においては、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである三角西港が核となり、戸馳島には若宮海水浴場というレクリエーション施設があります。

不知火海に面する丘陵地には果樹園が広がり、県下でも有数の柑橘類の産地を形成しています。

一方、相対的に狭い平野部では圃場整備や河川改修が進み、施設園芸などが盛んとなりミニトマトやイチゴ、イチジクなどが栽培されています。

また、戸馳島はコチョウランやカスミソウなど花きの栽培が盛んであり、国内でも有数の産地となっています。

<豊野地域>

豊野地域は、熊本県のほぼ中央に位置する宇城市の東部にあり、総面積は31.54km²、長さは、南北8km、東西5kmと南北に長い地形です。北部は熊本市に、東部は美里町に接しています。平成27年の国勢調査では、人口は4,276人、世帯数は1,505世帯です。

交通インフラについては、国道218号が東西に走り、地域の中心地から宇城市の本庁がある松橋町まで7.2km、自家用車で約15分の距離にあります。最寄りの高速道路は九州縦貫自動車道で、松橋インターチェンジまで約4kmの距離にあります。公共交通機関としては、路線バスの産交バスが東西に、熊本バスが南北に走っています。

観光面においては平成4年にアグリパーク豊野を整備。緑とフルーツの豊かな里として梨やブドウ、メロンやしょうがなど多様な農産物等が生産・販売されています。また、周辺には、誉ヶ丘公園・鎧ヶ池といった水と自然を堪能できる場所や、青少年の健全育成と県民の生涯学習の振興を目的とした施設「熊本県立豊野少年自然の家」もあります。

南東部に標高341mの水晶山が突出し、これに続き中央台地が地域を南北に二分しています。台地をはさんで緑川水系に属する浜戸川と小熊野川が合流し有明海に注ぎ、地域の南端を流れる砂川は不知火海に注いでいます。

このような地理的条件等を生かしながら、一年中さまざまな農作物が実り、また歴史的に貴重な文化遺産も多く残されています。

イ 対象地域における過疎の状況

三角地域の人口は、平成 17 年国勢調査では、9,697 人でしたが、平成 27 年国勢調査では、7,719 人との結果が出ており、10 年間で 1,978 人が減少しています。

豊野地域の人口は、平成 17 年国勢調査では、4,861 人でしたが、平成 27 年国勢調査では、4,276 人との結果が出ており、10 年間で 585 人が減少しています。

両地域とも人口減少に加え、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあります。また、両地域共通して 5 歳～34 歳の年齢階層において転出超過となっています。過疎地域においては、子どもとその親世代がともに減少していることから、地域を担う産業、中でも農林水産業の衰退が危惧されます。特に、中山間部での鳥獣害対策は近年、喫緊の課題であり、駆除する猟師の確保にも苦慮しています。

ウ 宇城市の社会経済的発展の方向の概要

産業構造の変化とともに就業構造も大きく変化してきました。第 1 次産業は、昭和 50 年には、全就業者の 38.9%を占めていましたが、年々その比率は下がり平成 27 年には、16.2%へと大幅に低下しました。

これに対応して、第 2 次産業では平成 2 年まで拡大がみられますが、その後においては、やや減少傾向にあり、全就業者に占める割合は平成 27 年で 22.0%となっています。また、第 3 次産業では、右肩上がりに増加を続け、平成 27 年、全就業者に占める割合は、61.7%と過半数を超えるまでに至りました。

今後は基幹産業である第 1 次産業の担い手の確保や育成が必要であり、時代に即した新たな経営手法を推進していくことが必要になります。また、交通の要衝という立地特性を生かした企業誘致など、雇用の拡大につながる取組を行うなどの工夫を凝らす必要もあります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口ビジョンにおいて、総人口は 2019 年（令和元年）の 58,938 人から、2060 年（令和 42 年）には 31,892 人になると推計しています。人口を年齢 3 区分別にみると、年少人口（0 歳～14 歳）は 7,482 人（総人口に対する割合 12.7%）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 31,762 人（同 53.9%）、老年人口（65 歳以上）は 19,694 人（同 33.4%）となっています。1955 年（昭

和 30 年) 国勢調査と比較すると、年少人口は約 7 割が減少しているのに対し、老年人口は約 3 倍以上になっていることから、少子高齢化が進展していることが分かります。

本市の出生数は、1990 年(平成 2 年)頃を境に、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となり、2018 年(平成 30 年)には 362 人の自然減となっています。また、本市は合併以降、概ね転出超過の状況にありましたが、2016 年(平成 28 年)の熊本地震発生以降は転入者が増加傾向にあり、2018 年(平成 30 年)の転入者数は 2005 年(平成 17 年)以来の社会増となっています。

今後は、人口減少が継続することによる雇用数の低下や地域活動の担い手不足等の課題がますます顕在化することとなるため、人口に関するあらゆる問題について市民と認識を共有するとともに、既存の事業や取組みを見直すことで、人口減少対策を図る必要があります。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査) (宇城市) 単位: 人

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年
総 数	71, 168	61, 448	63, 401	63, 089	59, 756
0 歳～14 歳	24, 111	13, 778	12, 220	8, 740	7, 833
15 歳～64 歳	41, 672	40, 257	40, 236	38, 258	33, 129
うち 15 歳～ 29 歳(a)	15, 787	13, 283	10, 448	10, 049	7, 464
65 歳以上(b)	5, 385	7, 411	10, 934	16, 088	18, 738
(a)/総数 若年者比率	22. 2%	21. 6%	16. 5%	15. 9%	12. 5%
(b)/総数 高齢者比率	7. 6%	12. 1%	17. 2%	25. 5%	31. 4%

※平成 27 年の人口総数は、年齢不詳者を含む。

表 1-1(2) 人口の推移（国勢調査）（三角町）単位：人

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年
総 数	17,349	13,787	11,792	9,697	7,719
0 歳～14 歳	5,957	3,174	2,076	1,117	708
15 歳～64 歳	10,100	8,862	7,356	5,481	3,801
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,587	2,761	1,759	1,350	768
65 歳以上 (b)	1,292	1,751	2,360	3,099	3,202
(a)/総数 若年者比率	20.7%	20.0%	14.9%	13.9%	9.9%
(b)/総数 高齢者比率	7.4%	12.7%	20.0%	32.0%	41.5%

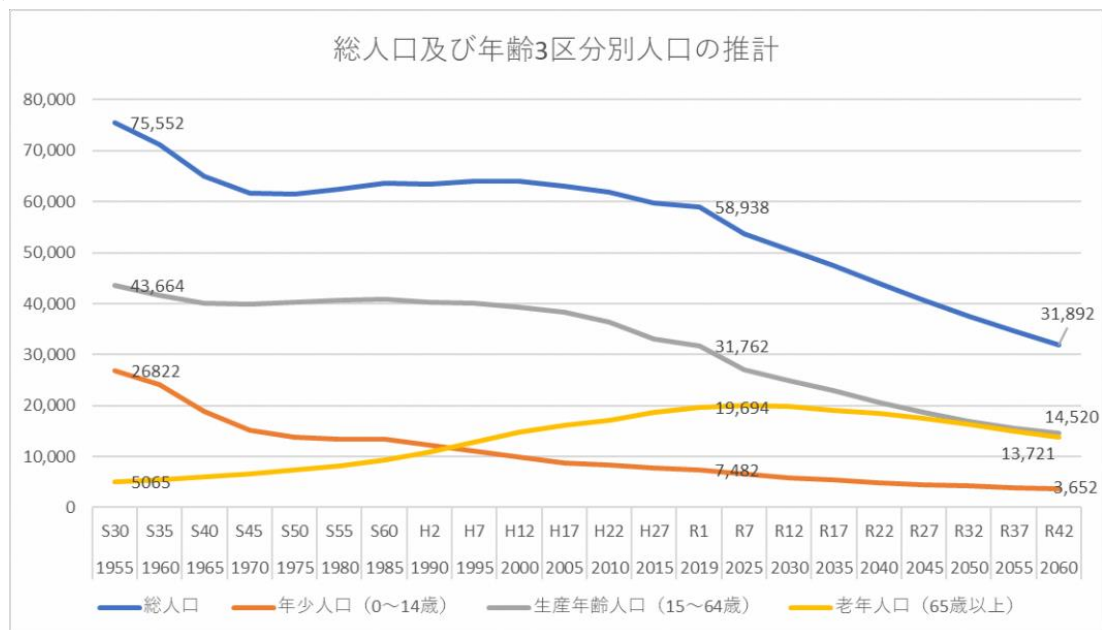
※平成 27 年の人口総数は、年齢不詳者を含む。

表 1-1(3) 人口の推移（国勢調査）（豊野町）単位：人

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年
総 数	7,244	5,608	5,356	4,861	4,276
0 歳～14 歳	2,409	1,066	951	602	486
15 歳～64 歳	4,157	3,780	3,350	2,789	2,229
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,496	1,176	752	685	464
65 歳以上 (b)	678	762	1,052	1,470	1,561
(a)/総数 若年者比率	20.7%	21.0%	14.0%	14.1%	10.9%
(b)/総数 高齢者比率	9.6%	13.6%	19.6%	30.2%	36.5%

※平成 27 年の人口総数は、年齢不詳者を含む。

表 1-1(4) 人口の見通し



※人口ビジョンより引用

本市の産業別就業人口は、平成 27 年国勢調査で第 1 次産業が 16.2%、第 2 次産業が 22.0%、第 3 次産業が 61.7%となっており、平成 17 年国勢調査と比較すると、第 1 次産業が△2.3%、第 2 次産業が△2.2%と減少傾向となっています。一方で、第 3 次産業は 4.4%と増加傾向となっています。

表 1-1(5) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(宇城市)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年
総 数	32,272 人	28,913 人	30,642 人	30,643 人	28,640 人
第 1 次産業 人口比率	62.5%	38.9%	26.5%	18.5%	16.2%
第 2 次産業 人口比率	9.9%	21.6%	26.5%	24.2%	22.0%
第 3 次産業 人口比率	27.6%	39.5%	47.0%	57.3%	61.7%

※分類不能の産業は除く。

表 1-1(6) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(三角町)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年
総 数	7,604 人	6,511 人	5,804 人	4,711 人	3,725 人
第 1 次産業 人口比率	56.0%	39.8%	35.3%	33.1%	32.9%
第 2 次産業 人口比率	9.0%	17.7%	17.6%	17.0%	17.0%
第 3 次産業 人口比率	35.0%	42.5%	47.1%	49.7%	50.0%

※分類不能の産業は除く。

表 1-1(7) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(豊野町)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年
総 数	3,724 人	2,822 人	2,648 人	2,402 人	2,062 人
第 1 次産業 人口比率	74.9%	47.5%	30.4%	23.7%	21.1%
第 2 次産業 人口比率	9.0%	25.7%	33.7%	26.8%	22.4%
第 3 次産業 人口比率	16.1%	26.5%	35.9%	49.4%	56.5%

※分類不能の産業は除く。

(3) 市町村行財政の状況

本市に甚大な被害をもたらした平成 28 年熊本地震から 5 年が経過しました。「復興まちづくり計画」に基づく全庁を挙げた取組みにより、復興は一步一步着実に進んでいます。今後は残された課題に対応するとともに、本市の将来の発展と中長期的に安定した行財政運営に繋げていく必要があります。

これまで普通交付税縮減後の財政運営に備えるため蓄えてきた財政調整基金は、新型コロナウイルス感染症予防対策や災害復旧対策などを行うた

め、前倒しで取り崩してきており、令和３年度以降、安定した財政運営の下で必要な行政サービスを着実に推し進めるためには、真に必要な事業への選択と集中、効率的な予算の執行を不断の取組みとしていかなければなりません。

また、自主財源に乏しく地方交付税などの依存財源に頼らなければならない本市は、国の動向に左右される不安定な財政構造にあり、自治体財政の健全化を示す健全化比率の指標はこれまで改善し続けてきたものの、令和３年度以降の実質公債費比率は悪化していく見込みです。

さらに、経常収支比率は、普通交付税の縮減や熊本地震等の影響から 95.0%と財政構造の弾力性を失いつつあり、財政調整基金（預金）は、歳出の見直しをしなければ財源不足を補填するために今後取り崩さざるを得ず、このままでは年度間の財源の不均衡を調整するために必要な一定額を保有することすらままならない危機的な状況となります。加えて、平成 27 年度まで減少し続けていた地方債現在高（借金）は、平成 28 年度から増額に転じ後年度の財政負担増加の一因となっています。

このように、歳入面では人口減少に伴い、市税・普通交付税等が減少していくこと。歳出面では高齢化社会等に伴う社会保障関係経費が今後も増嵩していく見込みであること。様々な行政課題や大型建設事業、熊本地震復興事業、新型コロナウイルス感染症対策、防災・減災、国土強靱化など、市民の行政ニーズに応えていくためには、時代に即した真に必要な事務事業を見極め、行財政改革による効率的な運営を目指すとともに、歳入規模に見合った財政規模への転換を図ることが非常に重要です。

表 1－2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	28,421,563	30,170,893	36,469,827
一 般 財 源	17,608,539	18,640,556	17,274,906
国 庫 支 出 金	4,081,147	4,331,070	5,778,558
都道府県支出金	1,779,973	2,139,909	4,195,581
地 方 債	3,298,400	2,446,100	6,233,200
うち過疎対策事業債	224,400	288,600	654,000

そ の 他	1, 653, 504	2, 613, 258	2, 987, 582
歳 出 総 額 B	27, 369, 426	28, 589, 721	35, 155, 191
義 務 的 経 費	13, 433, 967	15, 009, 128	14, 776, 802
投 資 的 経 費	4, 432, 507	3, 356, 111	9, 913, 898
うち普通建設事業	4, 378, 453	3, 000, 750	9, 752, 910
そ の 他	9, 502, 952	10, 224, 482	10, 464, 491
過疎対策事業費	436, 048	653, 900	785, 428
歳入歳出差引額 C (A－B)	1, 052, 137	1, 581, 172	1, 314, 636
翌年度へ繰越すべき財源 D	132, 030	119, 168	376, 424
実質収支 C－D	920, 107	1, 462, 004	938, 212
財 政 力 指 数	0. 41	0. 40	0. 41
公 債 費 負 担 比 率	17. 3	21. 0	18. 3
実 質 公 債 費 比 率	16. 2	11. 9	8. 9
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	86. 7	89. 5	95. 0
将 来 負 担 比 率	124. 0	41. 3	2. 0
地 方 債 現 在 高	33, 546, 681	31, 772, 467	38, 334, 031

※起債制限比率は、制度改正等に伴い算定していない。

公共施設等総合管理計画に位置付けられる建築系公共施設について、本市が所有する施設の総延床面積は、平成 28 年度末現在において 276, 403 ㎡、人口 59, 928 人に対する市民 1 人あたりの延床面積は 4. 61 ㎡となり、全国平均 3. 22 ㎡との比較で 1. 43 倍になります。現状規模のまま大規模改修や更新を行うと仮定した場合、今後 40 年間で 1, 165 億円、年平均 29 億円必要になる試算となります。

一方で、歳入における交付税が減額される中、宇城市人口ビジョンを基に独自集計した将来推計人口によると、平成 27 年の 59, 756 人から平成 67 年（令和 37 年）には 35, 796 人まで減少すると推計されており、人口規模に見合った施設量の適正化、維持管理の効率化などにより安全かつ安定的な維持管理を行っていく必要があります。

また、公共施設のうち新耐震基準以前に建築された建物は、延床面積で 117, 796 ㎡もあり、全体の 42. 6%を占めています。

このほか総延床面積に算入していない供用廃止となった建物も多く存在

し、倒壊等の恐れもあり、解体等の対策が必要となっています。

土木系公共施設についても、本市が保有する施設をこのまま維持し、更新を行うと仮定した場合、今後 40 年間で 1,335 億円、年平均 33.4 億円必要になる試算となります。

一方で、直近 5 箇年の投資的経費の年平均額と比べると、毎年 8.2 億円、40 年間で 328 億円が必要になり、また、本市においては道路・橋りょうの新設改良や下水道施設などが今後も継続的に整備される予定です。

今後、ますます厳しくなる市の財政状況を見据える中では、既存の全ての施設を保有し続けることは困難と考えられるため、残すべき施設を選択し、施設の廃止、統合、移譲等を進めることが大きな課題となっています。このため、一定の見直し方針の下、既存施設の現状を把握し、見直しに向けた取組みを実施していく必要があります。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 (宇城市)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道 (m)	929,058	904,618	950,065	1,004,673	1,007,488
改 良 率 (%)	16.1	35.8	52.0	60.5	64.4
舗 装 率 (%)	62.2	85.1	90.8	93.0	94.1
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	429,455
耕地 1 ha あたり農道延長(m)	70	68	69	61	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	4,172
林野 1 ha あたり林道延長(m)	5	1	2	1	—
水 道 普 及 率 (%)	50.2	57.1	55.7	75.6	71.8
水 洗 化 率 (%)	—	—	54.2	83.3	84.1
人口千人あたり病院、 診療所の病床数 (床)	4	4	18	22	24

※表中「—」は、旧町のデータが不在のため

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、令和２年３月に「第２期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「人々がこの地域で生まれ育ち、宇城市の優れた子育て支援や教育を受けて、生涯にわたり健康に過ごしなが、地域社会で活躍・貢献し、次世代を育む」ことを基本理念としています。

また、行政だけではなく、市民や企業、団体等と共有して官民一体となって多様な分野において総合的に多彩な取組みを進めることで、本市の魅力や住みやすさを多くの人に知ってもらい、この地域に「集う」「暮らす」「活躍する」関係人口の創出に繋がります。併せて、誰もが魅力を感じる街づくりを進めることでシビックプライドの醸成を図ります。

さらに、この基本理念を象徴するフレーズとして「宇城に住む」と「ISM（イズム）」を合わせた造語「UKINISUM（ウキニスム）」を掲げ、“宇城に住む”人々とともに、地方創生の実現に向けて取組みます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画は、第２期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略と同一の方向性を目指すものであるため、宇城市人口ビジョンの将来展望をもとに基本目標を定めます。

基本目標	目標年度	三角地域	豊野地域	(参考) 総人口
人口	令和７年度	6,383 人	3,701 人	53,643 人

※R2 の総人口（実績）に対する三角地域及び豊野地域の人口割合を算出し、R7 の総人口（推計）に乗じて得た値。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、中間評価（令和３年度～令和５年度）を令和６年度に、最終評価（令和３年度～令和７年度）を令和８年度に実施し、学識経験者などで構成された宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議において評価を行います。また、評価結果については、宇城市議会に報告を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設等総合管理計画において、以下の3つの柱を基軸としたマネジメントを進めることとしています。

ア 機能向上と安心安全な公共施設等の提供【質】

地方創生による地域の特性を生かした公共施設等のあり方や、多様化する市民ニーズに対応した施設の機能向上を図る。また、熊本地震の経験を踏まえた耐震化や防災機能の強化、環境対策やバリアフリー化など安全性と利便性を考慮した施設整備を推進し、質の向上を目指す。

イ 公共施設等の合理的な保有量と最適配置【量】

人口減少、少子高齢化及び過疎化を見据えて、公共施設等の利便性を向上させるため複合化や小規模建替えなどによるコンパクト化を推進し、地域の特性や地域間バランスに配慮した最適な施設配置により、将来の人口規模に見合った施設保有量を目指す。

ウ 維持管理及び運営の効率化による財政負担の軽減と平準化【コスト】

今後も継続して使用する公共施設等については、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な維持管理と社会的要請に基づく施設の利用状況の見直しを含めた長寿命化を推進する。また、サービス提供などの運営面については、積極的な改善による施設運営や事務事業の効率化に取組み、中長期的な視点に立ったコスト縮減と財政負担の平準化により、次世代の負担軽減を図る。

以上のことから、本計画における施設整備については、本市の公共施設等総合管理計画によって定められた基本方針を念頭に既存施設の機能向上や保有量の最適化、コスト縮減を検討・実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本市では、平成 28 年熊本地震以降転出超過が続いており、令和元年は転入超過に転じる等の変化は見られたものの、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。また、観光面でも、本市には宿泊施設が少ないことから、来訪者の 8 割以上が日帰りしているのが現状です。

一方、令和 2 年頃から新型コロナウイルス感染症の拡大が見られ、コロナ禍を契機とした暮らし方・働き方が大きく変わり、都市から地方への移住や関わり合いも増加傾向にあります。

こうした動きを適切に捉え、本市でも関係人口の創出、移住定住へと繋げていくことが重要です。また、人口の減少は地域の活力を低下させるため、地域を浮揚させる人材育成、コミュニティ活動を支援する必要があります。

(2) その対策

移住定住、地域交流を進めるうえでも、住まいや宿泊の受け皿が必要となります。人口減少地域においては、増加する空き家の利活用を促し、多様なニーズに対応する受け皿を確保します。

地域交流を進めるため、地域に開かれたハブ拠点が必要です。住民の生活インフラ向上の機能を持たせつつ、地域外の方と交流する機能が付帯した地域拠点となる公園等の整備を進めます。

また、移住者の定着や観光客のリピートには地域の受入態勢も重要です。そのため、移住者、観光客を迎え入れる雰囲気づくり、困り事の解決を支援するなど地域人材の育成を進めます。

- ・都会にはない自然や景観の魅力を活かし、ワーケーションや二拠点居住等短期滞在向けに空き家を活用した宿泊施設の整備
- ・田舎暮らし（スローライフ）希望者に対し、農地付き空き家の活用を促し、改修費用を支援
- ・自然の中での子育てを考えている子育て世帯をターゲットに、空き家をリノベーションした賃貸物件の供給促進
- ・自然環境や地理的条件を活かした施設の整備及びコンテンツの企画・推進
- ・地域の自主的な活動に対する支援を進め、地域コミュニティを活性化させる担い手の発掘、支援

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定 住・地域 間交流の 促進、人 材育成	(2) 地域間交流	豊野地区地域交流公園整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住定住	空き家・空き地利活用事業 目標値：年間 16 棟	市	
	人材育成	地域コミュニティ活性化事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新たな公共サービスの提供に伴い施設が必要となる場合には、既存施設の状況を見直すとともに、民間所有施設や民間提供サービスなどの活用を検討します。

また、新たな手法による公園管理のあり方について検討を行い、民間活力による維持管理手法の確立の検討を進め、財政負担の軽減に繋がる公園の維持管理に努めます。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業（農林水産物等販売業含む）

本市では、半島地域、平坦地域及び中山間地域といった変化に富んだ自然条件や立地条件を生かし、野菜、花きなどの施設園芸をはじめ、果樹、水稻、畜産など多彩な農業活動が展開されています。しかし、農業従事者の高齢化や担い手の不足、生産基盤整備の遅れ、耕作放棄地の増加に加え、度重なる自然災害などによる農家の疲弊など多くの課題を抱えています。

三角地域の農業は、柑橘類が基幹作物ではありますが、他に施設園芸として、イチゴ、ミニトマト、イチジク及び洋蘭などがあり、特に、コチョウランなどを中心とした洋蘭については、日本有数の産地として全国に知られるようになりました。豊野地域の農業は、柿等の果樹が基幹作物であり、他に水稻、葉タバコ、施設園芸としてメロン、にがうり及びナスなどがあります。

当然ながら三角・豊野地域においても、農家の高齢化や後継者不足が深刻化しており、今後、離農による農地の荒廃や自然景観の悪化などが心配されています。

このような現実を踏まえながら、持続可能な基幹作物の生産を維持していくためには大胆な生産基盤の構造改革が必要になります。具体的には生産者の意識改革や園地の集約化あるいは農産物の産地化並びに荒廃した農地の再生を図る必要があります。

中山間地域の多面的機能を確保することを目的とした中山間地域等直接支払制度において三角地域は半島振興対策実施地域に、豊野地域は知事特認実施地域にそれぞれ指定されており、平成12年度から同制度を活用した取組みを実施しているところです。令和2年度からは、新たに第5期対策が実施されていることから、参加農家数の推進拡大、農業の多面的機能の維持と耕作放棄の発生防止を図りながら、今後増加傾向にある高齢農家等が農業を継続できるよう優良農地の確保に努めます。さらに、学校給食など食育に積極的に協力し、地元で採れた新鮮な農産物を子どもたちに食べてもらうことで、幼少期から安全安心な農作物を供給する地元農業について関心を持ってもらう必要もあります。

半島地域や中山間地域においては、担い手不足による労働力の減少、農

地の不整形、狭小及び排水不良等の問題があり、平坦地域に比べ特に営農に支障を来たしています。そのことを解消するため基盤整備事業に取り組み、排水機場の設置や区画整理を行い、生産性の高い農地を確保するとともに維持管理の効率化、担い手農家の農業経営の安定向上を図る必要があります。

三角地域には「サンサンうきっ子みすみ」、豊野地域には「アグリパーク豊野」とそれぞれ物産館があります。この場所は、近隣市町から人を呼び込む魅力を秘めており、農林水産物の販売のみならず、地域の核となる観光商業施設として再興を図る必要があります。

イ 林業

本市では、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の健全性を確保するとともに、林業生産活動を持続的にを行い、森林資源の循環利用を進めなければならないところですが、多大な費用がかかることから、間伐など適切な維持管理がなされていないのが現状です。

今後は、新たに創設された森林環境譲与税基金を活用し、林業生産性の向上や森林の適正管理のため林道、森林作業道等の整備を行う必要があります。また、経営・管理が行われていない人工林については、森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を推進します。さらに、公共施設や公共事業などで積極的に地元産材の利用促進を図ります。

三角・豊野地域の山林は度重なる自然災害で荒廃箇所が見られるため、この復旧整備を行い、森林の持つ多面的機能の維持増進を図り、併せて、人と自然が共生できる環境を創造していく必要があります。

ウ 水産業

本市の水産業は、漁場の制約や資源の減少などによる漁獲量の減少、輸入水産物の増加などによる魚価の低迷、さらには漁業従事者の高齢化や後継者の減少など厳しい状況にあります。そこで、漁港の整備をはじめ、藻場、干潟など漁場環境の改善、さらには消費者ニーズに対応した安全で安心な水産物を供給できる体制の整備が求められています。

三角地域においても、同じような環境下であり厳しい経営状況が続いています。そこで三角地域では三角、戸馳、郡浦、大岳の4漁協が合併し三

角町漁業協同組合として組織の強化を図り、漁港の整備や魚礁の設置、稚貝や稚魚の放流を行う栽培漁業等を進めています。一方、後継者不足や従事者の高齢化も進展しているため、観光漁業や新たな水産資源の開発、海産物の共同の集出荷体制の整備、加工販売など共同の力が発揮できるような分野の開拓を進めています。併せて、漁業振興はもとより高潮対策や人々が海洋に親しめるような交流の場所としての漁港の整備も今後の課題です。

エ 港湾の整備

港湾機能の整備は三角港港湾計画に基づき県で行われており、物流機能強化のための岸壁の整備や観光交流拠点として、緑地等の整備が進められています。

明治 20 年に熊本県で最初に外貿港として世界の国々に扉を開いた三角西港。その開港から現在に至るまで本県の経済・文化の振興に寄与した功績は多大なものがあり、三角地域住民の誇りとして今日まで受け継がれてきました。そのような歴史を踏まえながら公園化や公共建築物の復元、修築などが進められ、地域内外の人々の憩いの場として、また観光スポットとして脚光を浴びるまでになりました。

西港浮棧橋が建設され、商業の集積、観光振興等の多様化を検討しながら観光港としての整備も行わなければなりません。

三角東港は、三角港港湾計画等に基づき港湾整備事業が進められており、水深-10m岸壁第1バース及びふ頭用地については完成しています。三角港をとりまく社会情勢の変化に伴い観光施設と一体となった地域振興策について引き続き検討していく必要があります。

オ 商工業（製造業及び情報通信産業を含む）

本市では、地域の活力を向上させていくために、地域性に即した商工業の振興に向け、商工会等との連携のもと、事業所への支援や内発的な産業開発への支援をはじめ空き店舗対策を進めています。

しかし、三角地域の商工業はさらに厳しい環境にあります。郊外型の大型店舗の進出に並行し、既存商店街の衰退が進み、地域内からの購買力の

流出が激しく、大きな課題となっています。また、ＪＲ三角駅前には住民生活に必要な機能が集積されている地域ですが、この周辺商店街がシャッター通りとなったのは三角地域の人口減少と経済規模の縮小による商工業の衰退、沈滞化が要因と考えられるため、ＪＲ三角駅を拠点として賑わいの場を作ることが商業活性化のカギです。

企業誘致は、雇用機会の創出、消費の拡大、税収の確保を図るうえで重要な役割を担っています。製造業は松橋・小川町を中心に集積し、一方で、県南、九州南部への通過点でもあることから物流業の需要も高いと考えられます。

しかし、本市は新たな工場等、企業誘致を行うためのまとまった規模の用地が不足しており、企業の新規立地、増設の障壁となっています。豊野地域は松橋インターチェンジに近いことから、輸送面での利便性が高く、製造業及び物流施設の誘致に適しています。そのため、民間投資を促し、用地不足解消を図る必要があります。さらには、過疎地域の生活を豊かにするＩＣＴや最先端技術など、情報通信産業の振興も不可欠となっています。

カ 観光（旅館業を含む）

本市は、すぐれた自然、歴史、文化、農林水産品など多種多様な観光、物産資源に恵まれています。観光客の受入態勢の未整備や資源を生かしてきれていない部分があります。

そこで、観光施設・町並み景観整備等々を進め、観光地へのアクセスを円滑にする道路や観光標識などを整備する必要があります。一方で、老朽化した便所などの公園施設は、利用するには危険なため、解体、改修するなどの対応が必要となっています。

三角地域には、三角西港、海のピラミッド、若宮海水浴場など豊富な観光施設が点在しています。中でも、三角西港は平成 27 年 7 月に荒尾市の万田坑とともに「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産に登録されたことから、「顕著な普遍的価値」を守りつつ、三角地域を含む市全体の観光振興の核として、他の観光施設や周辺地域との連携を深める必要があります。交流人口の拡大に向け、観光ルート開発、特産物の開発、イベント等の定期的・継続的開催により三角地域の恵まれた

地域資源を県内・全国にPRし、これらの施設等をいかに有効活用するかが今後の活性化のカギとなります。

また、宇城市観光物産協会や商工会をはじめ周辺市町との連携事業を行いながら、観光産業の振興を図る必要があります。

なお、集客効果の高いクルーズ船は、三角港への入港回数が年々減少しているため、今後積極的なポートセールスが課題となっています。

(2) その対策

ア 農業（農林水産物等販売業を含む）

- ・生産性・収益性の向上を目的とした圃場や農道の整備
- ・優良品種導入の促進と農産物の産地化
- ・中山間地域等直接支払制度等を活用した荒廃地の発生防止と優良農地の維持管理
- ・都心部へのアンテナショップの開設
- ・地産地消の推進
- ・グリーンツーリズムの導入

イ 林業

- ・水源のかん養、自然災害等の防止機能保持のための森林の整備
- ・間伐及び皆伐のための森林作業道の整備
- ・公共施設等への県産木材利用促進

ウ 水産業

- ・後継者の育成と観光漁業の育成
- ・水産物の加工販売所の設置
- ・漁港施設の機能保全と高潮等被害からの沿岸住民の生命・財産の防護
- ・魚礁の設置や稚魚等の放流を行う栽培漁業等による水産資源の回復と持続的利用

エ 港湾の整備

- ・三角西港の整備（緑地等の整備）

- ・ 県の港湾計画に基づく三角東港の整備促進
- ・ 港湾を活用した商業、観光産業の振興

オ 商工業（製造業及び情報通信産業を含む）

- ・ 観光産業の振興と既存商店街との連携強化
- ・ J R三角駅周辺の再開発
- ・ 接遇等サービス研修会の開催
- ・ 三角地域、豊野地域の資源を生かした特産品の開発
- ・ 集客イベントにおける特産品の販売
- ・ 豊野地域から松橋インターチェンジ付近に物流施設等の企業誘致
- ・ 企業の新規立地・増設に必要なインフラ整備の支援

カ 観光（旅館業を含む）

- ・ 国際及び国内観光旅客の誘致
- ・ バス、タクシー、鉄道事業者等の交通事業者並びに民間団体や行政等の連携強化
- ・ 観光案内ガイド等の養成
- ・ イベントの定期的・継続的開催による情報発信
- ・ 世界文化遺産である三角西港の観光、レクリエーション拠点としての整備
- ・ 戸馳島観光の促進と観光拠点の整備
- ・ 若宮海水浴場及びキャンプ場、並びに周辺の観光交流拠点としての整備と活用促進
- ・ 地域おこし協力隊制度を活用した観光商品開発と集客促進
- ・ 観光遊覧船の就航
- ・ 県立自然公園（高野山園地）や自然歩道の整備
- ・ 天草宇土半島地域広域連携事業や宇城地域観光推進協議会など近隣市町との連携
- ・ 老朽化した便所など公園施設の解体

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	大口西部地区畑地帯総合整備事業 (担い手育成型) 施工面積：21ha	県	
		里浦地区土地改良事業 (区画整理) 施工面積：20ha	県	
		戸馳地区土地改良事業 (区画整理) 施工面積：80ha	県	
	(2) 漁港施設	郡浦漁港単県漁港改良事業 消波工 L=60m	県	
		水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能保全 物揚場更新 L=70m	市	
		漁港海岸保全施設整備事業 護岸工 L=103m	市	
		漁港改良（浚渫）事業 浚渫工 V=188,700m ³	市	
	(5) 企業誘致	企業誘致用地取得等補助金	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	物産館改修事業	市	
		旧パールライン観光売店解体事業	市	

		若宮海水浴場整備事業	市	
		東港近隣公園便所解体事業	市	
		高野山公園便所解体事業	市	
		市立公園老朽施設修繕等事業	市	
		屋内多目的広場便所改築事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	三角地区PR事業	市	
		寺島観光拠点施設整備支援事業	市	
	(11) その他	港湾整備事業(負担金)	県	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
三角・豊野地域	製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

ウ 産業振興における近隣市町との連携

産業振興を促進するにあたり、近隣市町と連携することでより効果が見込める事業については、近隣市町との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

漁港施設は、漁港漁場整備法や、県の漁港管理条例、市の漁港管理条例等に基づいた管理を行い、保全計画・長寿命化計画による整備を計画的に行います。

三角西港観光施設は、その価値を後世に伝え残すため、「世界遺産三角西

港修復公開活用計画」に基づき、保全及び運営を行うとともに、市の観光拠点として活用し、交流人口の増加に繋がります。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市の情報化の大きな目標は、高度情報通信網を活用した総合型行政サービスの提供です。健康管理や災害情報等の市民の生活や商店街情報等企業活動に必要な情報の提供、また行政手続きの案内、各種施設の利用案内、予約、申請、届出の受付などの行政サービスを、インターネットなどを介して「ノンストップ行政サービス」や「ワンストップ行政サービス」の早期提供を目指します。

情報インフラについては、民間事業者による光回線の整備により超高速ブロードバンド環境を整備する一方、合併前に各旧町において地域イントラネット基盤施設整備事業にて整備した自営光ファイバーが整備から耐用年数である 20 年を順次迎えます。その他、自営光ファイバーの管理にあたっては、毎年電柱への共架費や修理費（保守契約なしのスポット修理）等の支出が発生しています。そうしたことから、自営の光回線については、費用が安価で保守が効く民間事業者による回線サービスへの移行を進めていくとともに、耐用年数を過ぎた自営光ファイバーは撤去を行い、情報通信環境の適正化を図ることが必要です。

(2) その対策

- ・自営光ファイバーケーブルの撤去

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 地域に おける情 報化	(1) 電気通信施設等情報 化のための施設 ・その他	自営光ファイバー ケーブル撤去事業	市	対象地域： 三角・豊野 地域

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

なし

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国道等の主要幹線道路の整備

本市は、南北に国道 3 号と九州自動車道が縦貫、松橋インターチェンジ及び宇城氷川スマートインターチェンジがあり、国道 266 号及び国道 218 号が東西に結んでいます。鉄道はＪＲ鹿児島本線及びＪＲ三角線があり、交通の利便性が極めて高い地域です。今後は、地域産業の発展や地域内交流の促進、連携強化及び生活の利便性を確保・維持するため、国道、県道、市道、農道などを総合的な交通ネットワーク網として整備、点検・維持管理していかなければなりません。

三角地域の交通体系では、主要道路は、国道 57 号及び国道 266 号、県道は宇土半島を横断する郡浦網田線、鉄道はＪＲ三角線があり、ＪＲ熊本駅までＪＲ三角駅より約 1 時間、熊本市街地まで車で約 1 時間の距離にあります。海上交通は、ＪＲが運行する観光列車「Ａ列車で行こう」と接続する定期船が上天草市へ就航しています。

豊野地域の交通体系では、主要道路は、国道 218 号、県道は小川嘉島線、下郷北新田線があり、熊本市南区城南町と隣接しており、熊本市街地まで車で約 40 分の距離にあります。

近年の気候変動の影響により、気象災害が激甚化・頻発化しており、両地域においては、自然災害等に対して脆弱な箇所もあり、三角地域では冠水により幹線道路の一部区間が不通となるなど、早急な整備が必要です。

高規格道路として整備される「熊本天草幹線道路」は、松島道路、松島有明道路及び三角大矢野道路が供用、熊本宇土道路、宇土道路、本渡道路、大矢野道路の 4 区間で整備が行われており、令和 3 年度より宇土三角道路（宇土市上網田町～宇城市三角町）の整備が行われますが、早期完成に向け、関係機関等との連携が必要です。

イ 市道の整備

本市が管理する道路は約 1,000 kmと膨大であり、三角地域は 220km、豊野地域は 126 km、うち整備済はそれぞれ 52%及び 73%であり、適正な維持管理や計画的な整備が必要ですが、新設及び更新等に要する費用増加が懸

念されます。

宇土半島の国道 57 号と国道 266 号を結ぶ市道塩屋大田尾線は、バイパス機能を有していますが、道路幅員が狭小であり、急カーブの連続となっている状況です。三角西港及び観光地「天草」への交通量が急増し、事故発生時の迂回路としても早急な整備を必要としています。

また、時代のニーズに合わせて安全な歩道や段差を極力無くした導入路の設置、または電柱や看板等の障害物を除去したバリアフリーの実現など多くの課題も残されています。

(2) その対策

- ・熊本天草幹線道路「宇土三角道路（宇土市上網田町～宇城市三角町）」の早期完成
- ・国道 266 号の交差点改良及び冠水対策の要望活動
- ・国道 218 号の 4 車線化整備計画の決定、早期の整備着手及び拡幅改良
- ・天草方面から九州縦貫自動車と松橋 IC 間の高速交通体系の整備
- ・市道の新設、改良等による整備促進
- ・主要幹線における車道及び歩道の整備
- ・市道の道路施設の点検、維持補修
- ・JR 三角線の利用促進

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道 路	塩屋大田尾線道路改良工事 道路工 L=3,670m W=10m	市	
		上本庄八柳線道路改良工事 道路工 L=1,800m W=6m	市	
		矢崎山田線道路改良工事 道路工 L=120m W=5m	市	
		打越喚崎線道路改良工事	市	

	L=170m W=7.5m		
	金桁中河原線道路維持（舗装）工事 道路工 L=650m W=3m	市	
	大口海岸1号線道路改良工事 道路工 L=353m W=3m	市	
	新地前越中道線道路維持（舗装）工事 道路工 L=210m W=5m	市	
	道峰線道路維持（舗装）工事 道路工 L=1066m W=5m	市	
	本島臨港線道路事業 L=100m W=4.1m	市	
	県道郡浦網田線単県道路改築事業 道路拡幅（県事業への負担金）	市	
	東港金桁線道路維持（擁壁）工事 L=92m	市	
	御船上線道路維持（側溝）工事 L=150m	市	
	底江上底江線道路維持（舗装）工事 L=200m W=5m	市	
	浜線道路維持（舗装）工事 L=200m W=3m	市	

	陣・森ノ木線道路改良工事 L=400m W=5m	市	
	南小畑内線道路改良工事 L=150m W=4m	市	
	法寺野・導善坂線道路維持 （舗装）工事 L=150m W=5m	市	
	安見・巡線道路維持（舗 装）工事 L=200m W=7m	市	
	安見・六ツ枝線道路維持 （舗装）工事 L=230m W=6.5m	市	
	山ノ神・新開線道路維持 （舗装）工事 L=200m W=6.5m	市	
	三由・宮山線道路維持（舗 装）工事 L=220m W=12.5m	市	
	福祉センター・相良線道路 維持（舗装）工事 L=360m W=12.2m	市	
	経塚・古賀原線道路維持 （側溝・舗装）工事 L=100m	市	
	黒崎内潟線道路維持工事 L=30m	市	
	有働団地4号線道路維持工 事 L=86m	市	
	猿喰川線道路維持（舗装）	市	

		工事 L=100m W=6m		
		猿喰・榎原線（舗装）道路 維持工事 L=100m W=6m	市	
		矢崎線道路改良工事 L=100m W=4.0m	市	
		上安見区内 6 号線道路改良 工事 L=50m W=4.0m	市	
		上安見区内 7 号線道路改良 工事 L=50m W=4.0m	市	
		金柘涼松線（舗装）道路維 持工事 L=300m W=3.5m	市	
		東港塩屋線道路改良（カラ ー舗装）工事 L=540m、W=1.0m	市	
		県道下郷北新田線単県道路 側溝整備事業 （県事業への負担金） L=150m、W=5.5m	市	
	橋りょう	赤岩橋橋りょう補修工事 L=6m W=4.5m	市	
		村下橋橋りょう補修工事 L=5m W=5m	市	
		塩屋橋改良工事 橋梁架替 L=20m W=9m	市	
		馬立橋橋梁補修工事 L=4m W=3.4m	市	

		中之橋橋梁補修工事 L=10m W=2.5m	市	
		辺の木橋橋梁補修工事 L=2.0m W=3.0m	市	
		尾崎第三橋橋梁補修工事 L=5.0m W=3.25m	市	
		郷開橋橋梁補修工事 L=20m W=14.0m	市	
	(2) 農道	郡浦2期地区基幹農道整備事業 農道 L=1,382m	県	
		郡浦3期地区基幹農道整備事業 農道 L=1,365m	県	
	(7) 渡船施設	旧渡船待合所解体事業	市	
	(11) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地方バス運行等特別対策補助金	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路施設は、日常のパトロールや定期的な調査測定により、常に施設の状況把握に努めながら、個別施設計画を策定し、「事後保全管理型」から適正な時期に修繕や補修を行う「予防保全型」へ転換を図り、適正な維持管理と費用の縮減を目指します。

農道は、傷んでいる舗装を定期的に調査し、通行に支障をきたさないよう随時、整備します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道の整備

本市では、良質な水源を確保しつつ、上天草・宇城水道企業団からの受水により、低廉で安定的供給を目指す一方、給水人口・給水量の減少が想定される中で、効率的な経営と健全なサービス提供が求められています。また、浄水場や配水池、主要な管路、管理システム等について、老朽施設の更新や機能の向上を計画的に推進する必要があります。

令和2年度末において、三角地域の給水人口は5,471人、給水区域内の水道普及率は93%、豊野地域の給水人口は1,913人、給水区域内の水道普及率は57%であり、今後とも水道未整備地域の解消や水道整備地域内における未加入者への加入を促進する必要があります。

イ 生活排水処理施設の整備

本市の生活排水処理は、公共水域の水質浄化や水質保全、生活環境・住環境の改善を図ることを目的に、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業を実施しています。

三角地域は、浦地区で集合処理である農業集落排水施設が整備されており、その他の地区は個別処理である合併処理浄化槽の設置を推進しています。また、豊野地域は、東部地区、西部地区、安見地区の3地区で農業集落排水施設が整備されています。

三角・豊野地域における接続率は、公共下水道区域と比べて低く、今後も農業集落排水施設への接続を促進するとともに、施設の保全を目的とした改修等を実施する必要があります。併せて、未整備地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進することで、水洗化率の向上を図っていく必要があります。

ウ ごみ処理

本市のごみ処理については、市民生活水準の向上、多様化等に併せ、排出されるごみの種類も多種多様化しています。そのごみの処理に対応すべく、平成19年度からごみの分別収集(20品目)を実施し、令和元年度から

は、24 品目に回収品目を拡大して、おおむね適切な処理が行えています。

しかし、不法投棄は後を絶たず、ごみ処理においては、大きな問題の一つです。今後、市民の環境や廃棄物処理の問題に対する意識向上を図り、併せて、さらなるごみの減量化に向けて新たな取組みを検討していく必要があります。

三角・豊野地域においても、同様の状況下にあります。徹底したごみの分別収集の実施により、従来廃棄されていたものを資源物として再生して、効果を上げるとともに、不法投棄等の問題においても、徹底した対策が求められています。

エ し尿、生活排水処理汚泥

本市のし尿処理については、民間業者が行っている収集運搬業務について適切な指導と助言を行い、その効率化に努めています。また、他市町と共同利用のし尿処理施設（宇城広域連合環境再生センター）が令和 3 年 4 月より供用開始されています。

三角・豊野地域のし尿及び生活排水処理も、同様の処理を実施し、おおむね順調に進展しています。また、浄化槽の設置の奨励（補助金の交付）などで生活環境の改善にも取り組んでいます。

今後とも、三角地域に広がる海や豊野地域を流れる河川が、生活排水の流入により汚染されることが無いよう、汚水の浄化対策に積極的に取り組んで行かなければなりません。

オ 廃棄物処理施設対策

本市は、山から海まで多様で豊かな自然環境を有しています。その自然環境の保全と再生を行い、豊かな自然と共に生きる社会を形成していくことを目指し、種々の事業を行っています。

しかし、現在のところ、三角・豊野地域でも、担い手不足による耕作放棄地の増加や里山の荒廃などの様々な問題が起きています。

この中でも特に、三角地域の戸馳島中心に位置する農産廃棄物処理施設の存在が大きな問題となっています。本施設は、昭和 55 年 11 月に完成し、約 17 年間稼働しましたが、その後、同市内の松橋町に新たな一般廃棄物処

理施設が完成したため、稼働を停止しました。稼働停止後、平成 24 年度に煙突の一部が隣接している花き栽培のハウスに剥落したため、平成 25 年度には、これ以上の剥落を防ぐため、緊急に煙突の補修工事を行っています。また、この農産廃棄物処理施設周辺へのごみの不法投棄や、敷地内への無断侵入がしばしば報告されており、地元の生活環境の悪化や、事故・犯罪事件の可能性、火災等も懸念されています。

これらのことから、戸馳地区で将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、また、当地区で盛んな花き栽培の環境を整備するため、農産廃棄物処理施設の解体を行う必要があります。

カ 消防施設の整備

本市の消防体制は、宇城広域連合消防本部と宇城市消防団（1,507 名：令和 3 年 4 月 1 日現在）から成り立っています。宇城地域の都市化の進展状況や道路網の整備状況及び地域特性等を勘案して消防署の適正配置を検討するとともに、幼年・少年消防クラブ、婦人防火クラブなど民間による防火の組織づくりを進めます。

三角地域の消防体制は、宇城広域連合消防本部と宇城市消防団三角方面隊 269 名、豊野地域の消防体制は、宇城広域連合消防本部と宇城市消防団豊野方面隊 167 名から構成され、消防防災活動を行っています。装備については小型動力ポンプ及び積載車が三角地域 27 班と豊野地域 12 班の全班に備えられていますが、今後は計画的に装備の更新を進めて行かなければなりません。また、耐震性貯水槽の建設や消火栓の整備等を進めると同時に、消火器の取扱方法あるいは災害のときの避難場所や災害危険箇所などの防災計画を住民に対し周知徹底を図らなければなりません。

キ 住宅地・市営住宅の整備

本市では、市民が住み慣れた地域で、安全で安心して住み続けられる住宅を確保するため、都市における機能的な用途地域を指定し、秩序あるまちづくりを進めています。市営住宅については、耐用年数を経過し、狭小で老朽化が進んでおり、民間活力を活用するなど良質な公的賃貸住宅の供給を推進する必要があります。

三角・豊野地域の住宅事情は、市街地を中心に空き家・空き地が増加しています。また、倒壊寸前の家屋が目立っており、環境衛生上においても深刻な問題となっています。地域住民では、解決が難しいこのような問題を行政が地域と連携して解決する必要があります。農村部等においては、すばらしい自然環境が保持され、老後を楽しみたいという人々が家を新築する動きが見られます。また熊本市へも、三角地域からはＪＲで約１時間、自家用車でも約１時間、豊野地域からは自家用車で約１時間という距離にあり熊本市のベッドタウンとしての必要条件も備えているため、住宅用地の造成に積極的に取組めます。さらに、既存民間住宅のストック活用を推進することで、空き家問題の解消及び将来的な空き家問題の抑制を目指します。

三角・豊野地域の市営住宅は、老朽化のうえ狭小であるため防災上や生活環境上からも問題を抱えている状況にあります。今後は経費を抑制するため、民間の資本を活用することも視野に入れ、計画的に質の高い住宅供給を図り、良好な生活環境を整備する必要があります。

ク 交通安全・防災対策

本市では、住民参加型の交通安全運動を展開するとともに、幼児から高齢者まで一貫した交通安全教育を推進しています。また、防災についても平成１１年９月の台風被害などの教訓を踏まえ、堤防、護岸、消波工、樋門といった海岸保全施設の整備を総合的に進めるとともに、自主防災組織の結成促進に努め、高潮、津波、地震等による災害防止対策を講じます。併せて、災害時における中長期に至るまでの避難収容や海上輸送による支援物資の集積基地等の役割を担う施設の新規整備に取り組めます。

三角・豊野地域は、人命にかかわる交通事故は少ない状況ですが、負傷事故は多く発生しています。また三角港周辺は船舶が輻湊（ふくそう）する海峡であり、プレジャーボートやマリンスポーツを楽しむ若者が急増し、海難事故も心配されています。今後は関係機関との連携をさらに深めつつ、ルール講習会やモラルの向上等に努めなければなりません。

また、交通標識や交通案内板、ガードレールやカーブミラー等の適切な設置を進めていきます。

防犯対策では、地域ぐるみで青少年を育てるという意識をかん養するとともに、暗がり無くすような取組みが必要です。今後は、行政区における防犯灯設置の支援や既存防犯灯のLED化を推進します。

(2) その対策

- ・ 水道普及率の向上及び水道施設の更新、整備
- ・ 下水道接続率の向上及び農業集落排水施設の改築、更新
- ・ 個人設置型合併浄化槽の設置促進
- ・ ごみの分別の徹底と産業廃棄物対策の強化
- ・ 農産廃棄物処理施設の解体及び撤去
- ・ 海や河川の浄化に関する啓発
- ・ 若年層の消防組織への加入促進
- ・ 消防施設（ポンプ、消火栓等）等の更新、整備
- ・ 市営住宅の建替
- ・ 自主防災組織の結成促進
- ・ 防災施設の整備
- ・ 行政区における防犯灯設置の支援及び既存防犯灯のLED化

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道施設整備事業	市	
		上水道施設更新事業	市	
	簡易水道	簡易水道施設整備事業	市	
		簡易水道施設更新事業	市	
	(2) 下水処理施設 農業集落排水施設	農業集落排水施設整備事業	市	

		農業集落排水施設改築・更新事業	市	
	(5) 消防施設	消防施設等更新事業	市	
	(6) 公営住宅	古氷団地再建住宅建設事業	市	
		古氷団地解体	市	
		馬立住宅解体	市	
		三号住宅解体	市	
		出店団地改修事業	市	
		山崎団地改修事業	市	
		上巢林小集落改修事業	市	
		響原団地改修事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	廃棄物処理施設解体事業	市	
	(8) その他	海岸整備事業（負担金）	県	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

水道施設は、上水道・簡易水道の統合を行い、アセットマネジメント計画により、施設のシンプル化を目指します。また、管理においても老朽化が進み更新が必要になってくるため、耐震性も考慮し布設替を実施していきます。

農業用排水施設は、新規整備は補助事業で実施し、老朽化した用水路及びため池などは、機能が著しく低下している施設の補強や改修整備、改良工事など優先順位を付け、限られた財源の範囲内で効率的に整備を進めます。

公営住宅は、宇城市営住宅長寿命化計画に基づき、耐久性向上の改修や予防保全的な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本市の 65 歳以上の高齢者人口は、令和 3 年 3 月末時点で 19,948 人（全人口割合 34.3%）であり、今後さらに高齢化率が高まることが予想されます。高齢社会に対応すべく、公共的施設等を活用しながら介護・福祉基盤の整備を促進していかなければなりません。

また、高齢者が自立した生活を送り、社会活動に参加できるようシルバー人材活用事業、老人クラブ活動、ボランティア活動の奨励など高齢者の生きがい対策の充実を図っていく必要があります。

特に三角地域では、65 歳以上の高齢者比率が令和 3 年 3 月末時点で 46.5%と非常に高くなっており、世帯の構成も高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、万が一の場合の救急医療や防災の連携システムの構築も急がなければなりません。

イ 介護保険

平成 12 年 4 月に発足した介護保険制度によるサービス対象者は、年々増加しています。本市では、高齢者などに対して生活関連サービスや介護予防に関するサービスの充実を目指しています。

三角地域は特に市平均よりも 10%ほど高齢化率が高い状況にあり、介護保険事業計画を着実に履行しています。今後さらに高齢化率の上昇が顕著になるとの推定もあるため保健・医療・福祉の連携を深めつつ高齢者が元気で自立した生活が送れる環境の整備に努めなければなりません。

ウ 児童福祉

少子化・核家族化の進行と近年の社会環境の変化が相まって、子育て世代は育児不安や仕事と子育ての両立に悩みを抱えています。そこで本市では、延長保育など特別保育事業による仕事と子育ての両立支援、地域子育て支援センター事業など家庭、地域、職場を通じたさまざまな支援策を実施しているところです。併せて乳児、1 歳半及び 3 歳児健診などの母子保健事業の推進や、青少年の健全育成に関わる諸団体等の活動の活性化に努

めるとともに、家庭、学校、PTA、警察、行政などを含めたネットワークを構築しています。

一方で、三角地域の保健事業の拠点となっている三角保健センターについては、進行する地盤沈下等の影響を現在もなお受けており、住民の安全を確保する観点から、早急な解体を実施する必要があります。代替施設としては、三角防災拠点センター等を活用し、保健事業を継続して推進していく必要があります。

三角地域では、現在公立の保育所が1園、私立の保育所が4園、豊野地域には令和5年度民間移譲した豊野保育園がありますが両地域共に出生率の低下と若年人口の減少により定員割れの状況にあり、今後この状況が続くものと思われます。なお、市立戸馳保育園については施設の老朽化等のため、令和5年度末をもって閉園することとしております。

エ 障がい者福祉

本市で障がいのある人（身体・知的・精神）の登録者は令和3年4月時点で3,939人です。障がいのある人のニーズは障がいの種類、部位、形態、程度、年齢により多種多様にわたっており今後もこれらのニーズに対応していくため、早期発見、治療、リハビリ、教育などライフステージに応じた施策が必要です。

また、令和3年3月に宇城市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定しており、市全域において計画を実施しています。

三角地域においては、障がい福祉サービス等提供事業者が不知火町や松橋町、小川町に集中していることから、通所において時間的、距離的な制約を受けるため、当該地の施設間の連携を深め、自立に向けた支援を行っています。

豊野地域においては、障がい福祉サービス等提供事業者数は少ないですが、隣接する松橋町や小川町の事業者を利用することで自立に向けた支援を行うことができます。

(2) その対策

- ・ 後期高齢者対策の充実（介護、医療等）
- ・ 保健、医療、福祉の連携強化
- ・ 相談事業、情報提供の充実
- ・ 障がい者福祉サービスの支援体制強化
- ・ 障がいの早期発見、治療、リハビリの実施
- ・ 雇用、就労への支援
- ・ 社会参加の促進
- ・ 安全安心の環境下での保健事業の推進（三角保健センターの解体）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 子育て 環境の確保、高齢 者等の保健及び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	青海保育園園舎創設事業	法人	
		豊野保育園大規模改修事業	法人	
		みすみ保育園大規模改修事業	法人	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	大岳保育園解体事業	市	
		青海保育園園舎解体事業	市	
	健康づくり	三角保健センター解体事業	市	
	(9) その他	青海学童児童クラブ施設創設 事業	法人	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

保育園は、限られた人材や財源をより効率的・効果的に活用して、多様化する保育ニーズへの対応や待機児童の解消、そして、子育て支援を推進するために公立保育所の民営化を図ります。

保健施設は、保健事業の統合などを図るとともに、防災拠点施設などの公共施設を有効活用するなど、合理的な事業運営が図れるように取り組むこととします。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市では、市民に適切な医療を提供するため、市民病院、民間病院、診療所や老人保健施設などがあり、保健医療施設の機能分担や在宅医療推進に向けた連携強化を図っています。

三角地域においては、公的病院に位置付けられている済生会みすみ病院を核として、近隣市町や医師会をはじめ、宇城広域連合消防本部等と連携を図りながら、地域医療及び救急医療の充実が図られつつあります。

豊野地域においては、民間病院が少ないことから特定診療や重症患者、休日、夜間の救急医療等については管内の公的病院、救急病院等や他地域の総合病院に依存せざるを得ない状況です。

三角・豊野地域において引き続き、在宅当番医制度や病院群輪番制を中心とした医療体制の充実強化をはじめ、日ごろの健康づくりや疾病予防の推進体制の強化を図る必要があります。併せて、重症化予防としての健診意識の高揚や、保健指導体制をより充実させるとともに、保健所、近隣市町、医師会、医療機関等との連携を密に健康管理体制を充実させる必要があります。

(2) その対策

- ・ 公的病院等への運営助成補助
- ・ 済生会みすみ病院を核とした救急医療の充実
- ・ 病院（主に３次医療）と診療所、診療所間の連携強化
- ・ 各種健康診査の実施（受診者の増加策を含む）

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市では、教育環境の整備を進めており、特に学校、家庭、地域が一体となり社会の変化に対応した教育を推進し、地域に誇りをもって暮らしができる次世代を担う人づくりを進めています。また、自然、歴史、文化資源など地域の遺産資源を生かし、多くの市民やさまざまな団体と協力して、後世に引き継ぐ地域づくりを推進しています。義務教育においては、基礎・基本を身につけ個性を伸ばす教育の推進や豊かな心と健やかな体の育成、安全・安心で機能的な教育環境の整備などを推進しています。

三角地域では、平成 8 年に 1 中学校、2 小学校を基本とする学校統合計画を策定し、それに基づき平成 10 年度に三角北小学校と三角小学校を統合したのを皮切りに、順次計画に沿って統合を進めてきました。その結果、平成 17 年 4 月に戸馳小学校と三角小学校を統合して 1 中学校、2 小学校体制が確立しました。また統廃合に伴い必要な校舎、体育館、グラウンドなどの建設及び施設の改築等も推進してきました。

豊野地域では、これまで小・中学校が隣接していたことで連携教育が積極的に行われてきましたが、更に特色ある教育を生かすため、平成 25 年から施設一体型の小中一貫教育をスタートしました。これにより、地域の特性を生かした教育活動を連続した学びの中で効果的に展開することで、子供たちの将来の自己実現に向けて必要な生きる力や社会性を育てることができ、同時に施設の効率的な運用も可能となりました。

平成 19 年度には、「地域に根ざした学校給食推進事業」に取組み、学校給食における地場産物の活用や米飯給食を推進するなど、「生きた教材」として食に関する指導に活用してきました。また、三角中学校ではランチルームで全生徒が揃って給食を実施するなど食育についても積極的に実施しています。

教育の内容については、学習指導要領の理念である「『生きる力』を育むこと」を実現するため、道徳教育の充実などその具体的な手立てを着実に遂行して行かなければなりません。特に郷土を愛し、人に優しく、自己を大切にする心豊かな人間を育てていく。そのために学校教育に一般住民が

関わっていけるような開かれた学校づくりに努めなければなりません。

また、三角地域の小中学校に設置されている給食施設については、国が定める最新の衛生管理基準に達していないことから、当該基準を満たす安全安心な学校給食運営を進めていきます。

学校の状況

(三角地域・豊野地域)

	区 分		令和 3 年度					平成 17 年度
	学校名	児童・生徒数	屋外運動場	校舎の面積			屋内運動場	児童・生徒数
				総面積	鉄筋	木造		
小学校	三角小 (三角)	人 183	m ² 8,987	m ² 4,559	m ² 4,505	m ² 54	m ² 1,100	人 356
	青海小 (三角)	80	11,200	2,441	2,428	13	748	150
	豊野小 (豊野)	171	10,220	2,443	2,443	0	951	251
中学校	三角中 (三角)	139	19,087	4,746	4,731	15	1,479	269
	豊野中 (豊野)	87	16,805	2,844	2,781	63	1,173	146

(令和 3 年 5 月 1 日現在)

イ 社会教育

本市の社会教育は、未来を担う子供たちの成長を支え、「社会に開かれた教育課程」を実現するために、地域と学校が連携・協働し社会総掛かりで教育を行う地域学校協働活動を推進するとともに、地域コミュニティ活動の拠点となる施設を有効活用していきます。

人権教育・啓発については、未だに差別事象が発生しており、さまざまな人権問題があります。一人ひとりが尊重され、それぞれの夢や願いが叶えられ、だれもが生まれて良かったと思えるようなふるさとをつくることのできるよう、行政、学校、企業、民間団体、家庭及び地域が一体となって人権教育、啓発活動などさまざまな人権問題への取組みを進めます。

さらに、学校統廃合に伴う廃校舎等については、生涯学習センターとし

て活用してきましたが、施設の老朽化が激しい施設については、解体等の整備を行います。

また、読書離れが進んでいる中、図書館では様々なイベントや事業を行いながら、利用者の増加を図ります。

ウ 社会体育

本市では、市民が主体的にスポーツに親しみ、継続してスポーツ活動を実践できる環境整備を推進し、スポーツによって市民の心身の健康づくりを図ることで、明るく活力ある地域づくりを進めています。

三角・豊野地域においても、スポーツ推進委員や体育協会支部をはじめとする関係団体と連携し、地域スポーツの振興を進めていますが、少子高齢化や人口減少問題にいかに対処していくかが重要な課題となっています。

また、体育施設の老朽化に伴う改修等を進め、地域の特性を生かしたスポーツ振興施策を関係団体と連携し、いかに展開していくかが重要となっています。

エ 私学の振興

三角地域には、平成 12 年に開校したメディカルカレッジ「青照館」があります。理学療法学科、作業療法学科の 2 学科があり、理学療法学科で 20 人と作業療法学科で 14 人が学んでおり、本地域への若年層の流入に寄与しています。

(2) その対策

- ・ 郷土愛に燃えた青少年の育成
- ・ 開かれた学校づくりの推進
- ・ 通学手段の確保
- ・ 海洋スポーツの普及奨励
- ・ 地域コミュニティ施設の有効活用
- ・ 教育施設における安心安全な施設環境の確保
- ・ 廃校舎等老朽化した教育施設の解体

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	三角・青海小学校屋内トイレ改修事業	市	
		三角・青海小学校屋外トイレ改修事業	市	
		三角中学校屋外トイレ改修事業	市	
		豊野中学校屋内トイレ改修事業	市	
		豊野小・中学校屋外トイレ改修事業	市	
		青海小学校外構整備事業	市	
		青海小学校シャワー室設置事業	市	
		三角中学校空調機改修事業	市	
		豊野中学校空調機改修事業	市	
		三角中学校昇降機（エレベーター）改修事業	市	
		豊野中学校校舎改修事業	市	
		青海小学校空調機改修事業	市	
		豊野中学校外構フェンス改修事業	市	

	三角小学校昇降機（エレベーター）改修事業	市	
給食施設	三角・青海小学校給食配膳室改修事業	市	
	三角中学校給食配膳室改修事業	市	
屋内運動場	青海小学校屋内運動場改築事業	市	
	三角中学校屋内運動場空調整備事業	市	
屋外運動場	豊野中学校防球ネット設置事業	市	
スクールバス・ボート	三角地区スクールバス車庫建設事業	市	
	三角地区スクールバス購入事業 （三角小学校、青海小学校、三角中学校）	市	
	豊野小学校スクールバス購入事業	市	
その他	三角小学校プール改修事業	市	
	三角地区給食配送車購入事業（三角・青海小学校、三角中学校）	市	
(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	上巣林教育公園フェンス建替工事 （生涯学習課施設）	市	
	豊野町コミュニティーセンター改修事業	市	

	上巢林教育公園遊具修繕事業	市	
体育施設	戸馳地区生涯学習センター体育館耐震補強事業	市	
	三角グラウンド照明設備改修事業	市	
	三角グラウンド倉庫兼トイレ及び弓道場耐震補強事業	市	
	三角 B&G 海洋センター艇庫給水施設改修事業	市	
	三角 B & G 海洋センター大規模改修事業	市	
	旧豊野小学校屋内運動場改修事業	市	
	豊野グラウンド・グラウンドゴルフ場便所等改修事業	市	
	豊野グラウンド照明取替事業	市	
	農業者トレーニングセンター大規模改修事業	市	
	豊野中学校バッティングゲージ購入事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	旧南部保育所解体事業	市	
義務教育	三角小中学校児童生徒遠	市	

		距離通学事業		
		三角地区スクールバス運行事業 (三角小学校、青海小学校、三角中学校)	市	
		豊野小学校スクールバス運行事業	市	
		旧三角東小学校校舎等解体事業	市	
	生涯学習・スポーツ	郡浦地区生涯学習センター解体事業	市	
		大岳地区生涯学習センター解体事業	市	
	その他	豊野公民館解体事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設は、「宇城市学校施設等長寿命化計画」に基づき適切な管理と計画的な整備に努めます。

集会施設は、老朽化による劣化等の現況把握を行い、全面的な大規模改修などの必要性をそれぞれの施設状況により判断し、維持保全などを行います。

スポーツ施設は、市民の方々が利用しやすい施設と生涯スポーツの普及に向けた推進環境を構築します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

三角・豊野地域は、高齢化による地域活動の担い手不足や高齢者の単身世帯の増加、店舗の減少、バスなどの公共交通機関を利用する人の減少など、従来の行政区の枠組みでは対応できない新しい課題が山積しています。

また、これまでの地域活性化策は、三角西港を活用した観光ガイドなど観光を軸とした事業を実施しましたが、地域ニーズと合致していないことがありました。

これらの地域課題の多くは、人口減少・少子高齢化が進展する中で、地域の実情と整合していないことに起因しているため、行政も地域もこれまでどおりのやり方を続けるのではなく、地域の実情に応じた新たな取組みが重要となっています。

(2) その対策

- ・国が実施する過疎対策事業の活用
- ・地域おこし協力隊制度を活用した移住定住の促進
- ・空き家の有効活用の検討
- ・地域の自主的な活動への支援及び担い手の育成
- ・地域性を活かしたコンテンツの企画推進

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の 整備	(1) 過疎地域持続的発展 特別事業	集落サポートプロ ジェクト事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

なし

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市では、学校などと連携し、各種の文化行事の展開、公立文化施設の整備、また文化を核とした地域づくりを推進しており、芸術・文化活動に対する支援や伝統文化の担い手の育成に努めています。また文化施設で伝統文化芸能まつりを開催することにより、伝統文化芸能団体へ披露の場を提供すると共に周知を図り活性化を進めています。

三角地域では、「雨乞い太鼓」をはじめ、「潟切り踊り」、「砂糖締め」、豊野地域では「宮川虎舞」、「肥後神楽」などの伝統芸能がありますが、社会情勢の変化及び後継者不足等により、民俗芸能を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

そのため、伝統文化にふれあい、地域文化や歴史を理解する機会拡充を検討する必要があります。

貝塚や古墳、製鉄跡などの文化財も多く存在しており、宇城市立郷土資料館にて展示を行っていますが、さらなる活用が必要です。平成 27 年 7 月には「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の 1 つとして、三角西港が世界文化遺産に登録されました。今後は世界文化遺産としての価値を維持するために、国、県、地域、民間団体等と密接に連携し保全に努めることとし、その上で三角西港への来訪者に対し、適切な理解増進を行うための施策を講じます。

(2) その対策

- ・ 伝統的な芸能の保存と後継者の育成
- ・ 三角・豊野地域に伝わる食文化の継承
- ・ 文化財の保存と活用
- ・ 文化団体等育成事業の充実
- ・ 三角西港への来訪者への適切な理解増進のための環境整備
- ・ 三角西港の世界文化遺産としての保存管理及び活用

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
10 地域文 化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化施設	三角西港歴史的建 造物修復事業	市	
		宇城市立郷土資料 館改修事業	市	
		宇城市立郷土資料 館収蔵施設事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	三角西港龍驤館共 通展示	市	
		三角西港歴史的建 造物老朽度調査	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

三角西港観光施設は、その価値を後世に伝え残すため、「世界遺産三角西港修復公開活用計画」に基づき保全及び運営を行うとともに、市の観光拠点として活用し、交流人口の増加に繋がります。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市では、石油や石炭など化石燃料の枯渇や、その使用が引き起こす温暖化などの環境問題が大きな課題となっています。限りある資源を有効活用し持続可能なエネルギー供給を実現するため、公共施設などにおける太陽光、太陽熱利用、クリーンエネルギー自動車の導入など、新エネルギーによるエネルギー転換が喫緊の課題となっています。

(2) その対策

令和2年度に三角地域において、事業者、熊本県、市の三者でメガソーラー発電事業に関する協定を締結し、太陽光発電の普及啓発事業に取り組んでいます。

今後も、市だけに止まらず、近隣周辺市町や各種団体、エネルギー関連事業者等と連携を図りながら未利用エネルギーなど新しいエネルギー資源の有効活用の取組みを進めるとともに、自然・未利用エネルギーに対する市民意識の啓発活動を通じ、環境にやさしいまちの実現に努めます。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

建築系公共施設における改修等の実施においては、設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の低減対策を視野におくこととします。

13 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

本計画の各施策区分における過疎地域持続的発展特別事業について、下記に再掲します。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定 住・地域間 交 流 の 促 進、人材育 成	移住定住	空き家・空き地 利活用事業	市	空き家の利活用を促す ことで、将来にわたり 移住・定住の促進及び 地域の活性化が期待で きる。
	人材育成	地域コミュニテ ィ活性化事業	市	地域の担い手の発掘に 対し支援することで、 将来にわたり地域人材 の育成が期待できる。
2 産業の振 興	観光	三角地区ＰＲ事 業	市	地域資源を県内外にＰ Ｒすることで、将来に わたり交流人口の拡大 が期待できる。
		寺島観光拠点施 設整備支援事業	市	将来にわたり交流人口 の拡大が期待できる。
4 交通施設 の整備、交 通 手 段 の 確保	公共交通	地方バス運行等 特別対策補助金	市	不採算バス路線に対 して支援することで、 将来にわたり地域公共 交通の維持確保が期待 できる。
5 生活環境 の整備	危険施設撤去	廃棄物処理施設 解体事業	市	危険施設を解体するこ とで、将来にわたり安 全に安心した生活環境 の確保が期待できる

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	大岳保育園解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
		青海保育園園舎解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
	健康づくり	三角保健センター解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
8 教育の振興	幼児教育	旧南部保育所解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
	義務教育	三角小中学校児童生徒遠距離通学事業	市	将来にわたり通学における児童生徒の安全の確保が期待できる。
		三角地区スクールバス運行事業（三角小学校、青海小学校、三角中学校）	市	将来にわたり通学における児童生徒の安全の確保が期待できる。
		豊野小学校スクールバス運行事業	市	将来にわたり通学における児童生徒の安全の確保が期待できる。
		旧三角東小学校校舎等解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。

	生涯学習・スポーツ	郡浦地区生涯学習センター解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
		大岳地区生涯学習センター解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
	その他	豊野公民館解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
10 地域文化の振興等	地域文化振興	三角西港龍驤館共通展示	市	施設周辺の環境整備及び来訪者への理解促進が期待できる。
		三角西港歴史的建造物老朽度調査	市	将来にわたり施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。